

熊本県監査委員公告第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により、令和2年(2020年)6月15日から同年7月28日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年(2021年)1月7日

熊本県監査委員 福島 誠 治
 同 竹 中 潮
 同 岩 下 栄 一
 同 山 口 裕

指摘事項

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
<p>企業局</p>	<p>(工業用水道の断水について) 八代工業用水道配水管漏水補修工事において、受水企業への給水に影響がないように漏水補修を施工すべきところ、工事施工に係る調査が不十分であったため、実際の給水ルート上の配水管を不使用ルートの配水管と誤認して切断し、漏水補修を施工した。 また、施工後の通水確認も行わなかったため、施工完了の翌日に受水企業から給水がない旨の連絡があり、工業用水の断水が判明した。 配水管路の適切な現状把握を行うなど固定資産の管理を徹底するとともに、工事施工に当たっては、事前に十分な調査・確認を行い、断水等の事故防止に努めること。</p>	<p>本断水を受け、業務の実施経緯及び問題点を整理するとともに、既設図面と現地(各種バルブ等)の位置関係の把握による全配水管ルートの確認を実施した。 今後の施工にあたっては、以下の再発防止策に基づき、工事を実施することで、同様な断水を二度と起こさないように努めて参る。 ・工事施工前に職員複数名による調査・確認の実施。 ・工事施工後における周辺受水企業の給水状況確認の徹底。 ・決裁ラインでの複数人によるチェック体制を徹底するため、管工事施工における作業チェックリストの作成。</p>

(参考)

- 「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。
- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
 - (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
 - (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
 - (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
 - (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
 - (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
 - (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの